

大阪市条例第19号

大阪市職員定数条例の一部を改正する条例

大阪市職員定数条例（昭和27年大阪市条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長の補助機関たる職員（水道局の職員を除く。）</p> <p>16,250人（うち<u>2,850人</u>は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条第1項の福祉に関する事務所の職員とする。）</p> <p>[(2)~(8) 略]</p> <p>[2・3 略]</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 [同左]</p> <p>(1) 市長の補助機関たる職員（水道局の職員を除く。）</p> <p>16,250人（うち<u>2,790人</u>は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条第1項の福祉に関する事務所の職員とする。）</p> <p>[(2)~(8) 同左]</p> <p>[2・3 同左]</p>
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。